

[博士論文審査要旨]

申請者：西嶋 優子

論文題目 規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響に関する研究

審査員 佐々木隆志
福川 裕徳
加賀谷哲之

近年、規制主体は監査人に対し、職業的懐疑心をより強化することを求めているが、規制等の外的要因、そしてそれへの組織的対応が監査人の懐疑的判断ではなく懐疑的行動へ直接的に影響を及ぼすと、懐疑的判断に基づかない懐疑的行動が誘発され、その結果、監査資源に制約のある監査人が、自らの懐疑的判断に基づく懐疑的行動をとることができなくなる可能性がある。このような問題意識に基づき、規制が監査人の職業的懐疑心に及ぼす影響について検討することが本論文の目的である。

本論文は、職業的懐疑心に関する既存研究を整理した上で職業的懐疑心に関する独自のフレームワークを提示し、そのフレームワークの妥当性を確認するために、監査人に対するインタビュー調査を行う、という手法によって進められている。監査人の職業的懐疑心が発揮される過程を懐疑的判断および懐疑的行動に区分することで、規制や組織的対応により、どのように職業的懐疑心が適切に発揮されない状況が生じるのかが構造的に示され、また、監査実務に従事している公認会計士に対するインタビュー調査により、従来必ずしも明らかにされてこなかった、懐疑的行動を誘発する監査人の内面的要素、および監査人の職業的懐疑心が高まったり、適切に発揮されなかったりする状況が明らかにされている点は高く評価できる。

懐疑的判断と懐疑的行動が一致しないことにより、職業的懐疑心が適切に発揮されない可能性があること、また、懐疑的行動を採っていても監査人の懐疑的判断は高まっていない状況や、懐疑的判断をしていても懐疑的行動に移せていない状況が存在し得ることを示した点は、アーカイバルデータを用いた研究や実験研究等の量的研究からでは捉えることのできない部分であり、職業的懐疑心に関する研究に対して重要な示唆を提示している。

なお、本論文にも問題がないわけではない。本論文では、何らかの量的なデータによって仮説を立証するという手法がとられておらず、また、インタビュー対象の選定理由について明確ではない。より上位の職位にある監査人へのインタビューや、職業的懐疑心が適切に発揮されない状況に対する対応策の考察がなされるべきであったと思われる。しかしながら、これらの点は本論文の長所を損なうものではなく、今後の筆者の努力とさらなる研究によって克服が可能である。監査人に対するインタビュー調査によって、職業的懐疑心の強化を意図した規制の結果、かえって実務上、職業的懐疑心が適切に発揮されなくなった状況が実際の監査実務で存在する可能性を明らかにした貢献は大きい。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士（商学）の学位を受けるに値するものと判断する。